

第16回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年9月28日(金) 午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第16回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年9月28日（金） 16時00分
2. 閉会時間 平成30年9月28日（金） 16時51分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 16名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消願について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について

午後4時00分開始

議長

それでは、只今より、第16回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、 \cdot 番 $\cdot\cdot\cdot\cdot$ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

$\cdot\cdot$ 番 $\cdot\cdot\cdot\cdot$ 委員、 $\cdot\cdot$ 番 $\cdot\cdot\cdot\cdot$ 委員を指名します。

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 3筆 5, 284平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページから3ページに記載のとおりで、5件 11筆 7, 260.61平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請については、議案集4ページに記載のとおりで、1件 1筆 55㎡の届けがありました。

なお、現地確認については、9月25日に行った現地調査に併せて当番の委員に確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番と 関連がありますので、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番及び第2

号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

取消願いの1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑2筆 224平方メートルを売買するための申請をされ、平成30年8月27日付30島農委指令第17号にて許可しておりましたが、共有名義により取得するところを、誤って個人名義で申請したもので、前回の許可分を取消し、新たに譲受人・・・さん及び・・・さんの共有名義で取得したいとの申請です。

今回の申請は、譲受人のみの錯誤による取消し及び共有名義による所有権移転申請のため、現地調査は先月行ってありますので、今回は行っておりません。

なお、現地調査報告としましては、「譲受人は、兼業農家で24年の農作業暦があり、花柴、ニコウヒバを栽培し、通作距離は自宅より車で10分ということで、問題なしと見て参りました。」との報告がなされております。

また、今回、共有名義での取得で、譲受人の一人である・・・さんもご主人と同様に24年の農作業暦があることを補足します。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分取消願いの1番及び第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。並びに、第2号議案の1番は許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分取消願いの1番は認めることに決定します。

並びに第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可するこ

とに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田 1筆 912平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,391.84平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で4年の農作業歴があります。

父と祖父の3人で農業を営んでおり、水稻、ダイダイを作付し、通作距離は自宅より車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。
3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 121平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,481平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。
3番の譲受人は、農家で17年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ブロッコリー、そら豆を作付し、通作距離は自宅より600メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。
4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 1, 610平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,275平方メートルで、農機具は、トラクター4台、軽トラック1台、人参収穫機3台などを所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。
4番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参を作付し、通作距離は自宅より100メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地653平方メートルに、49.5キロワットの太陽光発電を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は里道を挟んで農地、南側は申請人所有の農地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地510.61平方メートルを譲り受け、木造平屋建診療所を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側及び西側は道路となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地218平方メートルを譲り受け、隣接する宅地と一体に木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地382平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は農地、西側は譲渡人所有の農地となっております。

既存擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん外・・・、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地1, 668平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地及び分譲宅地として転用許可済みの農地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

造成土留め工事を行い、雨水は新設した側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん及び・・・の・・・さんで、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地2，464平方メートルを譲り受け、宅地を9区画造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川及び農地、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について説明します。

6番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地640平方メートルを譲り受け、49.5キロワットの太陽光発電を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、東側は宅地、南側は山林、西側は転用許可済みの農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下及び水路放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について説明します。

7番の譲渡人は、・・・の・・・さん及び・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地228平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川を挟んで道路、東側は河川を挟んで宅地、南側は農地、西側は宅地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は河川へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について説明します。

8番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地255平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

8番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は農地、南側は道路を挟んで農地、西側は使用貸人所有の宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して、使用貸人所有の宅地に埋設した放流管により、雨水とともに道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和40年3月26日から隣接する・・・番・及び・・・番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(堀川 好清 会長)

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は……の………さんで、申請地は平成7年月日不詳頃から隣接する……番・(公衆用道路)と一体に道路として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、南側は宅地、それ以外の周囲はすべて道路となっております。

現地を見ますと、隣接する道路と一体に使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成元年月日不詳頃から土地に傾斜があり作付できず、山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び西側は農地、南側は山林となっております。

現地を見ますと、周辺を含め、雑木が生い茂り、山林となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和29年月日不詳頃から隣接する.....

番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は……の一角にあり、南側は道路を挟んで農地、それ以外は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集11ページから13ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 2件 11筆 5,723㎡

耕作権の再設定 13件 19筆 19,737㎡

合計 15件 30筆 25,460㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,193㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番・・・・・・ 委員の入場を求めます。

（・・・・・・ 委員 入場）

・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

以上で、第16回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第16回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時51分